

① 対象職種

⇒全職種の学生や研究生とする。実習期間は 1 週間(延べ 7 日間)以上の病院実習または研修、研究を行なうものとする。研修医は含まない。

② 申告書の記入はだれが行なうか？

⇒実習生・研修生・研究生本人が記入する。

③ 未接種(できない、書類を提出しない、空欄、拒否等)の場合、実習対応はどうするのか？

⇒抗体価が基準に満たない場合は、該当する感染症発生時に実習内容の一部制限もしくは実習不可と致します。また、提出が無い場合は原則、受け入れ不可とします。

④ 職種によって基準を変えるのか？(患者にほとんど接しない実習生等)

⇒全職種統一とする。

⑤ 胸部 X 線(または T-SPOT、QFT)やインフルエンザ、HBV も申告するのか？

⇒インフルエンザ(接種予定可)と胸部 X 線(または T-SPOT、QFT)は必須。HBV は体液に触れる職種の場合は必須とする。

⑥ 任意か必須か？

⇒必須とする。ただし、体液に触れない実習・研修・研究生は B 型肝炎の抗体・接種歴のみ任意とするが強く接種を推奨する。(2019 年 12 月 19 日より変更)

⑦ 配付、保管、提出先の管理はどこが行なうか？

⇒配布や提出先は実習生受け入れ部署。申告書のコピーを感染制御部へ提出する。
データの保管は個人、受け入れ部署、感染制御部の各々で行なう。

⑧ 何年前までのデータを有効とするか？罹患歴の申告を抗体価陽性として代用できるか？

⇒ウイルス抗体価： 5 年、X-P(または T-SPOT)： 1 年以内。
インフルエンザに関しては予定も可とする。罹患歴の結果を代用する事は不可とする。

⑨ 抗体価結果のコピー提出や診断書等を必須とするか？

⇒抗体価やワクチン接種証明書の提出は必要ありません。(2018 年 11 月 15 日より変更)
胸部 X 線写真の提出は必要ないが結核疑いの場合は診断書を提出する。

⑩ ワクチン接種と抗体価測定をいつまでに提出するか？

⇒実習申請書とあわせて提出する。間に合わない場合は原則実習日の 1 ヶ月前までに提出する。
インフルエンザワクチンの接種にかぎり予定日の申告も可とする。